

障害者活躍推進計画

令和2年4月1日
香川県議会事務局

1 任命権者

香川県議会議長

2 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3 障害者雇用に関する課題

本県においては、知事部局が香川県議会事務局（以下「事務局」という。）等も含め、障害者等職員の募集・採用・異動等を一括して行っているため、事務局は、知事部局が策定する同計画の推進に当たり、連携して取り組む必要がある。

事務局には現状、障害者である職員は在籍していないが、今後の状況等の変化に伴い、異動等で障害者が在籍することも考えられるので、障害者雇用の推進等に関して、事務局職員に周知することが求められる。

4 目 標

事務局職員に対して、障害者雇用の推進等に関する理解を促進する。

5 取組内容

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。
- ・ 障害者の配置等に備え、相談窓口の設定について、検討を行う。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、香川労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、知事部局や香川労働局に相談するなど、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備等

- ・ 基礎的環境整備として、議会棟について、障害者等が利用しやすい環境になっているか、検討する。
- ・ 事務局職員の理解を深めるため、「香川県における障害者雇用の推進（令和元年5月香川県策定）」の周知や、研修を受講させる。

(4) その他

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

「以上」